

介護老人保健施設

せんだの里

サービス運営規程

(訪問リハビリテーション事業)

医療法人社団 永光会

(目的)

第1条 この規程は、医療法人社団永光会介護老人保健施設せんだの里訪問リハビリテーション「せんだの里」の事業の適切な運営を確保するための人員及び管理運営に関し、必要な事項を定め、利用者が要介護状態となった場合においても、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目的を設定し、計画的に行うものとする。

- 2 自らその提供する訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 3 訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
- 4 訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要とされる事項等について理解しやすいよう説明を行う。
- 5 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

(名称及び所在地)

第3条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問リハビリテーションせんだの里
- (2) 所在地 広島県福山市千田町二丁目5番5号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。ただし、異動又は緊急等やむを得ない事情がある場合には、介護保険法（平成9年法律第123号）その他の法令の定める範囲において、増減を認めるものとする。

管理者 施設長 高家 利喜

医師（常勤1名）

担当職員 理学療法士（常勤2名） 作業療法士（常勤0名）

医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の回復を図るために必要なリハビリテーション及び指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日～1月3日を除く。
- (2) 営業時間は、午前8時30分～17時30分までとする。

(訪問リハビリテーションの内容)

第6条 訪問リハビリテーションの内容は、計画的な医学管理を行っている医師の情報提供に基づき、当事業所の医師が診察を行い理学療法士、作業療法士、言語聴覚士に適切な訪問リハビリテーションの指示を行い実施します。

(利用料その他の費用の額)

第7条 訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割～3割の額とする。

- 2 次条の通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う訪問リハビリテーションに要した交通費は、その実費を徴収する。なお、事業の実施地域を越えた地点から片道1キロメートルにつき50円とする。
- 3 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問リハビリテーションを行う場合は、あらかじめ、利用者又は家族に対し、提供するサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、福山市内で当施設から利用者の自宅までの直線距離が8キロメートルまでとする。

(その他運営に関する留意事項)

第9条 サービス提供従事者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3月以内
- (2) 継続研修 年1回

(秘密保持)

第10条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。従業者でなくなった後においても、同様とする。

(緊急時における対応方法)

第11条 訪問リハビリテーション実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行う者とする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

(相談・苦情対応)

第12条 利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

(事故処理)

第13条 サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、施設の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成 19 年 3 月 1 日から施行する。

この告示は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

この告示は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

この告示は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

この告示は、平成 26 年 12 月 3 日から施行する。

この告示は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。